

**今号の紙面から**

**2面**  
 景観づくりセミナー参加者募集

**6面**  
 公園でいろいろ観察してみよう

本紙には第2部「粗大ごみ特集号」が中綴じされています。引き抜いてご覧下さい。

**2月21日(日)に町田市議会議員選挙が執行されます**

詳しくは2月11日発行の選挙啓発紙「まちだの選挙」をご覧ください。

町田市コールセンター ☎724・5656  
 選挙管理委員会事務局 ☎724・2168

**市・都民税、所得税、贈与税、消費税、事業税の申告がはじまります**

**申告準備はお早めに!**

申告受付の日程は右下表1~3のとおりです。郵送による申告受付も行っています(電話番号は必ずご記入下さい)。

市・都民税=町田市市民税課(☎724-2114, 2115, 2117)  
 所得税、贈与税、消費税=町田税務署(☎728-7211)  
 事業税=八王子都税事務所個人事業税係(☎042-644-1111)

**市・都民税の申告**

平成22年1月1日現在、町田市に住所がある方

次に該当する方は申告の必要がありません。

① 所得税の確定申告をする方  
 ② 給与所得のみ、または公的年金に係る所得のみの方で、給与の支払先、日本年金機構(旧社会保険庁)等から市役所へ支払報告がなされている方(社会保険料控除や医療費控除等の控除を受けるためには申告が必要です)

○ **申告にお持ちいただくもの**

市・都民税の申告の方は① 申告書(会場でもお渡しできます) ② 印鑑 ③ 前年中の収入を証明できる資料(源泉徴収票等) ④ 所得控除の資料等(前年中に支払った社会保険料の領収書や国民年金保険料・生命保険料・地震保険料の

**金融・証券税制が変わります**

① **上場株式等の配当等の金額に対する見直し**

平成21年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等の金額(大口株主等を除く。以下同じ)は総合課税のほか、申告分離課税を選択できます。この場合は、配当控除は適用されません。

平成21年~23年末に支払を受けるべき上場

**平成22年度市・都民税の主な改正点**

○ **住民税の住宅借入金等特別税額控除の対象などが変わります**

平成11年~18年末に入居した方及び平成21年~25年末に入居し、平成21年~34年の各年の所得税で住宅借入金等特別税額控除の適用を受けている方で、かつ各年分の所得税から控除しきれなかった住宅借入金等特別控除額がある方が対象になりました。また、平成22年度からは原則として住宅借入金等特別税額控除申告書を提出する必要がなくなりま

す。

ただし平成11年~18年末に入居し、所得税の確定申告をする方で、退職所得・山林所得がある方はご相談下さい。

○ **金融・証券税制が変わります**

① **上場株式等の配当等の金額に対する見直し**

平成21年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等の金額(大口株主等を除く。以下同じ)は総合課税のほか、申告分離課税を選択できます。この場合は、配当控除は適用されません。

平成21年~23年末に支払を受けるべき上場

控除証明書、医療費の領収書等)

住宅借入金等特別税額控除の対象になる方は、居住開始年月日・住宅借入金等特別控除可能額の記載がある源泉徴収票が添付書類として必要となります。

期限内に申告をされない場合、納付回数が少なくなり、1回あたりの納付金額が多くなる場合があります。申告がない場合は、児童手当、保育園入園、幼稚園補助金、就学援助費、公営住宅入居、公的年金、事業資金の融資等の申請に必要な市・都民税の課税・非課税証明書等の交付が受けられません。

平成21年~23年末に支払を受けるべき上場

○ **損益通算及び繰越控除の特例の創設**

確定申告書を提出した場合、平成21年分以後の各年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額と上場株式等の配当所得(申告分離課税に限る)の金額との損益通算ができます。

また、損益通算をしてもなお控除しきれない損失の金額は、翌年以後3年間にわたる確定申告により、株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額から繰越控除ができます。

○ **住宅借入金等特別税額控除の対象などが変わります**

平成11年~18年末に入居した方及び平成21年~25年末に入居し、平成21年~34年の各年の所得税で住宅借入金等特別税額控除の適用を受けている方で、かつ各年分の所得税から控除しきれなかった住宅借入金等特別控除額がある方が対象になりました。また、平成22年度からは原則として住宅借入金等特別税額控除申告書を提出する必要がなくなりま

す。

ただし平成11年~18年末に入居し、所得税の確定申告をする方で、退職所得・山林所得がある方はご相談下さい。

○ **金融・証券税制が変わります**

① **上場株式等の配当等の金額に対する見直し**

平成21年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等の金額(大口株主等を除く。以下同じ)は総合課税のほか、申告分離課税を選択できます。この場合は、配当控除は適用されません。

平成21年~23年末に支払を受けるべき上場

表1 市・都民税申告受付日程

会場	期間・期日	受付時間
市役所本庁舎1階 市民フロア	2月16日(火)~ 3月15日(月) ※土・日曜日を除く。 ただし、2月21日(日) と28日(日)は受付を 行いません。	○午前部 9時~11時30分 ○午後部 1時~4時 ※昼休みは受付をして いません。
小山市民センターホール	2月23日(火)	○午前部 9時30分~11時 ○午後部 1時~3時30分 ※昼休みは受付をして いません。
忠生市民センターホール	2月24日(水)	
南市民センターホール	2月25日(木)	
堺市民センターホール	3月2日(火)	
鶴川市民センターホール	3月3日(水)、4日(木)	
なるせ駅前市民センターホール	3月9日(火)	

※午前中の受付が混雑した場合、午後の受付になることがあります。時間に余裕を持って下さい。  
 ※筆記具、印鑑、所得の証明ができるもの、社会保険料等の資料をお持ち下さい。  
 ※添付書類は申告書に張らないで持ち下して下さい。  
 ※各会場には税務署職員がいませんので確定申告の相談はできません。また各市民センターには駐車場の用意がありませんので、車での来場はご遠慮下さい。

**町田税務署**から 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」や税金について24時間調べられる「タックスアンサー」をご利用下さい

☎728・7211

○ **確定申告書の提出**

提出はe-TAXでの送信、郵送または税務署の時間外受付箱をご利用下さい。

右上表1の市民フロアや各市民センターでも2月16日(火)~3月15日(月)の間、作成済みで封入された申告書に限り預かります。  
 ※申告内容に関するご相談は受け付けていません。

○ **贈与税の申告も忘れずに**

平成21年中に個人から土地、建物、現金、預貯金、株式、債券等の財産の贈与を受け、その財産の価額の合計が110万円を超える方や「相続時精算課税」を選択した方は、贈与税の申告が必要です。

次の場合も贈与税の課税対象になる場合があります。

① 無償で不動産や株式等の財産の名義を変更した場合

② 共同で不動産を購入し、購入資金の負担割合に応じた割合で持分の登記を行っていない場合

③ 不動産や株式などを取得するために、父母などから資金を借り入れた場合で、その返済が「出世払い」などのように実質的に贈与と認められる場合

○ **住宅取得等のための資金の贈与を受けた方へ**

平成21年中に住宅取得のための資金の贈与を受けた場合で一定の要件を満たすときは、相続時精算課税制度を選択すること(この場合、2500万円の特別控除額に上乗せして1000万円の住宅資金特別控除が適用できます)及び500万円までの非課税制度を適用することができます(3月15日までに書類の提出が必要です)。

表2 確定申告(所得税・贈与税・個人事業者の消費税)受付日程

会場	期間	受付時間
ぼっぼ町田 (原町田4-10-20 駐車場は有料です)	2月1日(月)~ 3月15日(月) ※土・日曜日、祝日を除く。 ただし、2月21日(日)、28 日(日)は受付を行います。	午前9時~ 午後4時

※上記期間中、町田税務署庁舎では、申告書の作成アドバイス等は行っていません。

表3 税理士による小規模納税者などのための無料確定申告相談

☎東京税理士会町田支部 ☎729・0777

会場	期日	受付時間
小山市民センターホール	2月4日(木)、5日(金)	○午前部 9時30分~ 11時30分
堺市民センターホール	2月8日(月)、9日(火)	
南市民センターホール	2月9日(火)、10日(水)	
忠生市民センターホール	2月15日(月)、16日(火)	○午後部 1時~3時30分
鶴川市民センターホール	2月22日(月)~24日(水)	
なるせ駅前市民センターホール	2月25日(木)、26日(金)	

※小規模納税者の所得税及び消費税、年金受給者及び給与所得者の所得税の申告が対象(土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除く)です。  
 ※会場が混雑した場合には、受付を早めに締め切ることがありますので、早めにおいで下さい。  
 ※各会場には駐車場の用意がありません。車での来場はご遠慮下さい。